

睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査及び精密検査仕様書（単価契約）

京都市交通局企画総務部職員課

1 総則

- (1) この仕様書は、京都市交通局（以下「当局」という。）が実施する睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）簡易検査及び精密検査の業務委託に適用する。
- (2) 履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。
- (3) 受注者は、この仕様書に定める事項に違反し、又は故意もしくは過失により、当局又は第三者に損害を発生させた場合には、当該損害を賠償する責を負うものとする。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別途のSAS各種検査実施に係る個人情報保護に関する覚書により締結する。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、医師法、医療法等の関係法令を遵守して円滑に執行しなければならない。
- (6) 定めのない事項については、当局と受注者の協議のうえ、決定するものとする。

2 SAS簡易検査

- (1) 検査方法
パルスオキシメトリ法によるスクリーニング検査
- (2) 検査対象者
当局の運転業務従事職員で当局の指示した者
- (3) 予定対象者数
予定対象者数は387人とする。ただし、当局の都合により増減することがある。
（参考：令和6年度の予定対象者474人のうち、実際の受検者は394人）
- (4) 実施期間
契約締結日の翌日から令和7年12月31日までとする。
なお、検査スケジュールについては、契約後、当局と協議のうえ決定することとする。
- (5) 検査手順
 - ア 検査機器の送付
 - (ア) 受注者は、当局の指示に従い、検査に必要な情報を入力したパルスオキシメーター（以下「検査機器」という。）を当局へ送付する。
 - (イ) 検査機器は個別に梱包を行い、検査機器を使用する受検者の所属及び氏名を表示し、取扱説明書を同封すること。
 - (ウ) 検査機器は、短期間に多人数の検査処理が行えるよう100個以上同時貸与すること。
 - (エ) 検査機器のメモリ残量、電池残量については、受注者において確認し、測定に支障が生じないようにすること。
 - イ 測定
測定は、受検者が自宅で行う。（検査機器を受検者に1週間程度貸し出しを行い、受検者が任意の日に測定を行う。）
 - ウ 解析・判定
 - (ア) 測定後の検査機器を当局から回収し、速やかにデータ解析を行うこと。
 - (イ) 検査データ解析後、次の判定区分に従って専門医が判定すること。

判定区分

- 1：異常なし（3%ODI 5未満）
- 2：要経過観察（3%ODI 5以上～3%ODI 15未満）
- 3：要精密検査（3%ODI 15以上）

エ 結果票の送付

- (ア) 受注者は、検査機器を回収後およそ2週間以内（土・日・祝除く）に判定を行い、速やかに判定結果を記載した簡易検査結果票（以下「結果票」という。）を作成し、「書面」及び「電子データ」により当局へ送付すること。
- (イ) 結果票の様式は受注者が定め事前に当局の承認を受けること、またODI等判定に用いた検査項目の数値を記載すること。
- (ウ) 「書面」による結果票は3部作成し、それぞれを別個に束ねて送付すること。
 - a 受検者用（個人通知用の封筒を添付すること。）
 - b 当局用
 - c 所属用

オ その他

- (ア) 再検査の実施
測定条件不良等のために判定不能であった場合は、検査件数には計上せず、再度上記の手順に従い検査を実施すること。ただし、再検査にかかる料金は発生しないものとする。
- (イ) 検査機器の故障、紛失等の場合に備え、損害保険に加入しておくこと。
（受検者に対して、賠償の責めを負わせない場合にはこの限りでない）

3 精密検査

(1) 検査方法

終夜睡眠ポリグラフィー（PSG）その他関係機器設備を使用すること。

(2) 検査対象者

簡易検査の結果「要精密検査」と判定された者

※ 要精検率は10%を見込むが実際の対象者は増減することを考慮のこと。

（参考：令和6年度実績 6.7%）

(3) 実施期間

簡易検査判定後から令和8年3月31日までとする。

詳細については、契約後、当局と協議のうえ決定することとするが、簡易検査にて「要精検」と判定された後、3週間以内に検査予約ができることとする。

(4) 検査機関

ア 検査機関については、京都市内で検査が受診できる医療機関であることとし、公共交通機関で通院しにくい場合は、無料の駐車場を完備していること。

イ 精密検査は医療機関の施設内で実施すること。

ウ 一泊入院での検査を可能とする一般個室・シャワー設備等を提供すること。

エ 検査日時の予約については、職員課を通じて行うこと。

オ 精密検査受検者には個別に受検票を発行し、入院案内などとともに、封筒に入れて職員課に送付すること。

カ 寝具・寝装等は個人用を貸与すること。

キ その他必要な設備・備品等を提供すること。

(5) 結果通知

後日医師から受検者に当該結果並びに今後の治療方法などを通知すること。

(6) 結果納入

医師による判定結果を「書面」及び「電子データ」により当局に納入すること。

「書面」による判定結果については、3部作成し、別箇に束ねて送付すること。

ア 受検者用（個人通知用の封筒を添付すること。）

イ 当局用

ウ 所属用

4 その他

(1) 契約単価

単価には、検査から解析及び判定にかかる費用、また、精密検査における一泊入院にかかる費用のほか、機器及び結果票等の送付、回収並びに事務経費等、本委託業務を遂行する上で必要な一切の費用を含む。

(2) 支払方法

当局が指定する対象者の検査が全て終了した後、速やかに当局に請求するものとする。

(3) 資料の提供

受注者は、検査開始前にSASについての一般的な資料（パンフレット等）並びに、精密検査及び治療に関する一般的な資料（精密検査の実施方法、治療の必要性等を記載した資料）を当局の必要とする部数を用意し、当局の指示した数量ごとに束ねて送付すること。

(4) 説明会の実施

受注者は、当局が要請した場合、SASの概要、精密検査及び治療に関する説明会を開催すること。日時、場所及び回数については、当局の指示によるものとする。

(5) 機器の納入及び回収場所、結果票送付先並びに連絡先

京都市交通局企画総務部職員課

〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12

電話：075-863-5074

担当：荒木